

## 名古屋市多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付要綱

### (目的等)

- 第1条 この要綱は、多数の者が利用する建築物の耐震診断を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、建築物の安全に対する意識の啓発及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 本事業における技術上の指針は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）によるものとする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 多数の者が利用する建築物  
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 耐震診断  
第7号に規定する耐震診断者が告示第184号に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (3) 区分所有者  
建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (4) 管理組合  
区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (5) 申請者  
この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震診断を実施しようとする者をいう。ただし、第4条に規定する補助対象者に該当する者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。
- (6) 耐震診断技術者  
建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士をいう（同法第3条第1項に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う者は1級建築士に限る。）。
- (7) 耐震診断者  
耐震診断技術者が所属する建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者その他市長が同等と認める者をいう。

## (8) 代理受領

申請者と耐震改修促進事業に関する契約を締結した者が、申請者の委任を受け、補助金の交付の請求及び受領を行うことをいう。代理受領の取扱いについては、名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱に定めるところによる。

### (補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある多数の者が利用する建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱又は名古屋市民間木造住宅耐震診断実施要綱の対象住宅でないこと。
- (4) 耐震診断に関し、この要綱以外の補助等の交付を受けていないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 明らかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準法令の規定に違反していないものであること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。
  - ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。
  - イ 共有者（相続人が数人あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる耐震診断は、第2条第2号に掲げるものとする。

### (補助対象経費及び補助金の交付額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第7条 申請者は、あらかじめ多数の者が利用する建築物耐震診断補助金事前相談書(様式第1号)を提出するものとする。

2 事前相談書には、案内図及び昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明するものとして次の各号のいずれかの書類を添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し
- (2) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(事前相談書提出日の直近のもの)
- (3) 建物の登記事項証明書の写し(事前相談書提出日の直近のもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請)

第8条 申請者は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前で、かつ、耐震診断実施予定日の属する年度の1月末日までに、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類(申請者が管理組合である場合は第6号及び第7号を除く。)を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 耐震診断に要する経費の見積書の写し
- (2) 多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付申請額計算書(様式第3号)
- (3) 案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、面積表及び現況外観写真
- (4) 区分所有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- (5) 共有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類
- (6) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(交付申請書提出日の直近のもの)
- (7) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等(前年度から直近の支払期日分までのもの)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(着手届)

第10条 申請者は、耐震診断に着手したときは、多数の者が利用する建築物耐震診断着手届(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の実施に係る契約書の写し
- (2) 連絡者リスト(耐震診断者、管理組合等)

- 2 前項の書類は、補助金の交付決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(交付申請の内容の変更)

第11条 申請者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じる場合には、耐震診断の実施に関する変更契約をする前に、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ア 変更後の耐震診断に要する経費の見積書の写し

イ 変更図面その他変更内容がわかる書類

- (2) 補助金の額に変更が生じない場合には、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付変更届（様式第7号）に変更の内容がわかる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項第1号の申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の交付決定の変更を決定した場合は、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付決定変更通知書（様式第8号）をもって申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第12条 申請者は、交付申請の取下げをしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付申請取下届（様式第9号）を提出しなければならない。

(遂行に関する指示等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して耐震診断の遂行に関して、指導及び助言若しくは指示を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って耐震診断を遂行していないと認める場合、改善を指示することができる。

- 3 市長は、申請者が前項の指示に従わない場合は、申請者に対して耐震診断の全部又は一部について停止を指示することができる。

(完了実績報告等)

第14条 申請者は、耐震診断が完了したときは、耐震診断完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 多数の者が利用する建築物耐震診断結果報告概要書（様式第11号）

- (2) 耐震診断結果表（建築士の記名のあるもの）

- (3) 領収書の写し又は請求書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、完了実績報告書（様式第10号）に前項第3号の請求書の写しを添付して、市長に提出する場合は、第17条第1項の規定による補助金の交付の請求までに、市長に領収書の写しを提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金確定通知書（様式第12号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、完了実績報告書を受領した場合において、耐震診断が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう申請者に指示することができる。

（補助金の交付の請求及び交付）

第17条 第15条の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第13号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

（地位の承継）

第18条 申請者が死亡又は合併等により消滅した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震診断を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て申請者の地位を承継することができる。

- 2 申請者がやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が補助金の交付決定のあった内容で耐震診断を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定により申請者の地位を承継しようとする者は、多数の者が利用する建築物耐震診断補助金地位承継届（様式第14号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 申請者は、第1項及び第2項並びに代理受領制度を利用する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第4条第4号に該当しないこととなったとき又は第8条の申請をしたときに第4条第4号に該当していなかったことが判明した場合
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管等)

第20条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第1号、様式第2号及び様式第3号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第1号、様式第2号及び様式第3号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表 耐震診断（第 6 条関係）

補助対象経費 (国、地方公共団体その他公の機関が所有する部分に係る経費を除く。)	補助金の交付額 (千円未満の端数は切り捨てる。)
耐震診断に要する経費。ただし、次に定める額を限度とする。 1 延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分は、 3,670 円/m <sup>2</sup> 以内 2 延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えて 2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分は、1,570円/m <sup>2</sup> 以内 3 延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える部分は、 1,050円/m <sup>2</sup> 以内	補助対象経費の 2/3 以内の額。ただし、 1,500,000 円/棟を限度とする。

様式

要 綱	名 称	様 式
第 7 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金事前相談書	第 1 号
第 8 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付申請書	第 2 号
第 8 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付申請額計算書	第 3 号
第 9 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付決定通知書	第 4 号
第 10 条	多数の者が利用する建築物耐震診断着手届	第 5 号
第 11 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付変更申請書	第 6 号
第 11 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付変更届	第 7 号
第 11 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付決定変更通知書	第 8 号
第 12 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金交付申請取下届	第 9 号
第 14 条	多数の者が利用する建築物耐震診断完了実績報告書	第 10 号
第 14 条	多数の者が利用する建築物耐震診断結果報告概要書	第 11 号
第 15 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金確定通知書	第 12 号
第 17 条	補助金交付請求書	第 13 号
第 18 条	多数の者が利用する建築物耐震診断補助金地位承継届	第 14 号